

各 位

平成30年10月
きのくに信用金庫

米国OFAC規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、同国が指定する国・地域や特定の個人・団体などを対象に、取引禁止や資産凍結などの措置（以下「OFAC規制」と言う）を講じています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行から取引を制限されるなど、その後の取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下記のような取引は当金庫ではお取扱い出来ませんので、外国為替取引を行う際は、これらに該当しない取引であることに十分ご留意・ご確認のうえでご依頼いただきますようお願い申し上げます。

OFAC規制上の理由により、当金庫でお取扱いできないお取引（平成30年10月現在）

<p>■ 以下の（１）、（２）のいずれかに該当する米ドル建てのお取引</p> <p>（１） お取引の当事者*1の所在地・関係国・関係地*2等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、スーダン共和国、イラク、クリミア地域およびベネズエラが含まれている場合</p> <p>（２） 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引関係者、多国籍犯罪組織などが関与するお取引</p> <p>（注*1） お取引の当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）などを指します。</p> <p>（注*2） 関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。</p>
<p>■ 米ドル建て以外であっても、上記（１）、（２）のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引</p> <p>米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引</p>

あくまでも上記は例示であり、OFAC規制の詳細はOFACのホームページ（英文）をご確認ください。
<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>

なお、お取引の受付後又は外国送金到着のご案内後であっても、OFAC規制に該当するおそれがある場合は、当金庫よりお取引の内容をご確認（米国金融機関が別途独自の調査が実施される可能性があります）させて頂き、その結果によっては当金庫の判断により、お取引の中止や取消等を行うことがございます。また、OFAC規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合には、お客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、しかるべきご対応をいただく必要がございますので、あらかじめご承知置きください。

以 上